

園芸資材等価格高騰対策事業のご案内

農業資材や人件費、燃油等の生産コストの高騰、猛暑による影響により、経営がひっ迫している園芸農家の経営継続に向けた支援を行います。

園芸品目（令和7年度）の作付面積に応じて助成金を栽培条件にあわせて支払います！

申請期限

1回目：

令和8年4月30日 まで

2回目：

令和8年5月31日 まで

対象者 ①～② すべて満たす方	①県内で令和7年度に園芸品目を生産する販売農家（県内在住） ②園芸品目を露地栽培で10a以上、施設栽培で2.5a以上栽培している
対象の園芸品目	野菜、果樹、花き（販売を目的に栽培。家庭菜園、特用林産物は含まない）
助成額	10aあたり 露地栽培 5,000円 施設栽培 42,000円 施設栽培（植物工場等） 83,000円 ※ただし申請額が予算額を上回った場合は減額することがあります。 ※植物工場等については、申請書で要件を満たすか確認します。
申請方法	申請書に必要事項を記入し、最寄りのJAへ提出
申請期間	第1回：令和8年4月1日～令和8年4月30日 第2回：令和8年5月1日～令和8年5月31日 （助成金支払：①令和8年5～6月 ②6～7月頃）
添付書類	①販売実績のわかるもの（売上報告書等）の写し、②圃場の位置図、 ③生産コストに係る伝票等の写し、④通帳の写し
その他	詳しい要件、申請書類等については下記お問い合わせ先まで

※本事業は、国の『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金』を活用して実施しています。

お問い合わせ先

JA越前たけふ

中央支店(営農販売課)

☎21-2608

東部支店(資材)

☎22-1802

南部支店(資材)

☎47-3991



令和8年4月1日

越前たけふ農業協同組合
(公印省略)

園芸資材等価格高騰対策事業に係る必要書類等の提出について

日頃から、地域農業の振興にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、園芸作物の生産で使用した肥料等農業用資材の価格高騰分を支援し農家経営の安定を図るため、見出しの事業が福井県において策定されましたので、下記事項をご一読いただき、対象となる方は必要書類を提出し申請をお願いいたします。

1 助成金の内容

(1) 助成対象者

- ・福井県在住の個人及び組織で令和7年度に出荷販売を目的として園芸品目（野菜、果樹、花き）を栽培し、下の面積要件を満たす者（家庭菜園は含まない）
- ・販売品目面積が露地栽培で10a（1000㎡）以上、施設栽培で2.5a（250㎡）以上

(2) 助成金の金額

- ・露地栽培 …… 5,000円/10a
- ・施設栽培 …… 42,000円/10a
- ・施設栽培（植物工場等） …… 83,000円/10a

*助成金合計額と生産コスト合計額のいずれか少ないほうが助成金額となります。

*全体の申請額が予算額を上回った場合は単価調整される場合があります。

2 提出物

- (1) 園芸資材等価格高騰対策事業申請書（同封の物です）
- (2) 通帳の写し（1枚めくった口座番号等が記載されているページ）
- (3) 出荷伝票の写し（JAで販売実績の把握が可能な場合は省略可）
- (4) 圃場の位置図（地名・地番が分かる場合は省略可）
- (5) 肥料農薬燃料等生産コストにかかる伝票等の写し（令和7年4月～令和8年3月購入分とし、JAで購入実績が確認できる場合は省略可）

※助成金を上回る分が有れば良い

3 提出先および期限

越前たけふ農業協同組合 営農販売課または最寄りの支店

第1次 令和8年 4月17日（金）まで

第2次 令和8年 5月15日（金）まで

*申請受付は、事務整理上、期限までとさせていただきます。なお、助成金の支払時期は1次5～6月支払い、2次6～7月支払いとなります。

・本事業は、福井県から越前たけふ農業協同組合が業務委託を受けて実施する事業です。

問い合わせ先：越前たけふ農業協同組合

中央支店(営農販売課) TEL 0778-21-2608

東部支店(資材) TEL 0778-22-1802

南部支店(資材) TEL 0778-47-3991